

## 3. 総務省

01. 「緑の分権改革」の推進
02. 地域文化デジタル化事業
03. 定住自立圏構想の推進
04. 多自然地域を後背地とする居住拠点都市に関する調査研究事業
05. 外部専門家（アドバイザー）招へい事業
06. 地域力創造のための起業者定住促進モデル事業
07. 地域おこし協力隊制度
08. 過疎地域等自立活性化推進交付金
09. 「域学連携」地域づくり実証研究事業
10. 情報通信利用環境整備推進交付金
11. 携帯電話等エリア整備事業
12. 新世代通信網テストベッド(JGN-X)構築事業
13. テレワーク全国展開プロジェクト
14. ICT地域マネージャー派遣事業
15. 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援
16. 消防防災施設整備費補助金
17. 緊急消防援助隊の充実強化

## 総務省 1

施策名	「緑の分権改革」の推進	予算額(百万円)	282
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	「緑の分権改革」の取組の一層の推進と全国展開を図るため、条件不利地域における課題解決に向けた実証調査やアドバイザーの派遣等を実施		
対象者	地方公共団体（市町村）		
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実証調査 離島や辺地等の条件不利地域の集落におけるモデル的な取組を実施する実証調査</li> <li>2 アドバイザーの派遣 緑の分権改革に取り組もうとする地方公共団体の求めに応じて派遣</li> </ol>		
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実証調査 離島や辺地等の条件不利地域の集落におけるモデル的な取組の実証調査を実施しようとする地方公共団体と委託契約を締結する。</li> <li>2 アドバイザーの派遣 緑の分権改革を先進的に取り組む地方公共団体や調査事業において優れた成果を上げた地方公共団体の職員、緑の分権改革推進会議委員、専門委員等の外部有識者を「緑の分権改革推進アドバイザー」として委嘱し、緑の分権改革に取り組もうとする地方公共団体の求めに応じて派遣する。</li> </ol>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>(予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実証調査 <ol style="list-style-type: none"> <li>①地方公共団体が離島や辺地等の条件不利地域の集落におけるモデル的な取組を実施する実証調査を提案する。</li> <li>②外部評価者による提案内容の評価を行い、その評価を踏まえ委託予定事業を決定する。</li> <li>③委託契約を締結し、実証調査を開始する。</li> </ol> </li> <li>2 アドバイザーの派遣 <ol style="list-style-type: none"> <li>①地方公共団体に対して、派遣希望照会を行う。</li> <li>②総務省にて地方公共団体とアドバイザーのマッチングを行う。</li> </ol> </li> </ol>		
備考	—		
連絡先	総務省 自治行政局 地域政策課	TEL : FAX : URL :	03-5253-5523 03-5253-5587 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html</a>

## 総務省 2

施策名	地域文化デジタル化事業	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特別交付税に関する省令附則第26項第2号		
概要	「地域文化デジタル化事業」に基づくコンテンツの作成に要する経費に0.8を乗じて得た額に財政力指数による補正を乗じて得た額について、特別交付税による措置を講じる。		
対象者	市町村		
対象事業	文化財等の電磁的方法（電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法）による保存及び発信等に係る事業。		
支援内容	対象事業費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額に、財政力指数が0.8以上の市町村については0.5を、0.6以上0.8未満の市町村については0.7を、0.5以上0.6未満の市町村については0.9を、0.5未満の市町村については1.0をそれぞれ乗じて得た額（上限額3,600万円）について、特別交付税による措置を講じる。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	特別交付税に関する省令の規定に基づき、地方公共団体が特別交付税の額の算定に係る資料を提出。		
備考	—		
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域情報政策室	TEL : 03-5253-5525 FAX : 03-5253-5529 URL : <a href="http://www.soumu.go.jp/denshijiti/pdf/061031_1.pdf">http://www.soumu.go.jp/denshijiti/pdf/061031_1.pdf</a>	

総務省 3

施策名	定住自立圏構想の推進	予算額(百万円)	124
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)、「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)		
概要	都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進。		
対象者	定住自立圏構想に取り組む市町村		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「定住自立圏」推進調査事業 産業振興・文化芸術・地域医療の3分野について、地方公共団体からの提案を受け、その中から他の定住自立圏のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築。</li> <li>○地方財政措置 定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の定住自立圏構想の推進に要する経費について、特別交付税措置等の地方財政措置を実施。</li> <li>○若手企業人地域交流プログラム 大都市圏の企業に勤務する若手企業人が、一定期間定住自立圏に取り組む市町村等に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することによって、地方の活性化と、地方と大都市圏とのネットワークの形成を図る。</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「定住自立圏」推進調査事業 定住自立圏構想に取り組む市町村を対象に調査委託事業を実施(予算額:11,000万円)。</li> <li>○地方財政措置 ・包括的財政措置(特別交付税)(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定し、特別交付税措置) ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限に特別交付税措置) ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置) ・若手企業人地域交流プログラムに係る財政措置(若手社員の受入に要する経費に対して、特別交付税措置)等</li> </ul>		
変更のポイント	平成24年度は、文化芸術、地域医療にも対象分野を広げて調査委託事業を実施するとともに、大都市圏の企業に勤務する若手社員を定住自立圏に取り組む市町村に派遣する「若手企業人地域交流プログラム」を実施。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「定住自立圏」推進調査事業 総務省が提案募集し、定住自立圏構想に取り組む市町村が応募。当該応募を受け、総務省が提案を評価し、委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業開始。委託事業終了後、委託先団体が平成25年3月までに総務省に委託事業の実績を報告。</li> <li>○地方財政措置 定住自立圏構想に取り組む市町村が定住自立圏共生ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づく事業を実施。当該事業の実施に要する経費につき、市町村からの報告数値等に基づき、特別交付税措置等の地方財政措置を実施。 (若手企業人地域交流プログラムについては、中心市宣言済みの市及び形成協定を締結している市町村が対象となる。)</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	TEL: 03-5253-5391 FAX: 03-5253-5537 URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html</a>	

## 総務省 4

施策名	多自然地域を後背地とする居住拠点都市に関する調査研究事業	予算額(百万円)	30
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>地域固有の資源を生かした雇用を創出している多自然地域を後背地に持ち、そこに通勤する住民が居住し、後背地を支える都市機能を発揮している居住拠点都市を中心とする生活経済圏域に対する振興策を検討する。</p>		
対象者	<p>地域固有の資源を生かした雇用を創出している多自然地域を後背地に持ち、そこに通勤する住民が居住し、後背地を支える都市機能を発揮している市</p>		
対象事業	<p>○実証研究 圏域の特性を活かした実証的な連携事業等を実施し、住民の生活実態や居住拠点都市の都市機能について分析を行うとともに、その特性に着目した振興策を検討するための実態的な課題・解決方策の抽出、検証等を行う。</p> <p>○実態調査 外部の有識者の同行のもとヒアリング等を実施し、住民の通勤・通学実態や居住拠点都市の都市機能の利用状況等について調査する。</p>		
支援内容	<p>○実証研究 多自然居住拠点都市を中心とする生活経済圏域のうち、代表的な3圏域について、調査委託事業を実施。</p> <p>○実態調査 多自然居住拠点都市を中心とする生活経済圏域のうち、10圏域程度について、現地訪問によるヒアリング等を実施。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>○実証研究 対象圏域において委託事業を実施し、事業終了後、委託先団体が平成25年3月までに総務省に委託事業の実績を報告。</p> <p>○実態調査 有識者の同行のもとヒアリングを実施し、多自然居住拠点都市を中心とする生活経済圏域の実態について分析を行う。</p>		
備考	—		
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	TEL : 03-5253-5391 FAX : 03-5253-5537 URL : <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html</a>	

## 総務省 5

施 策 名	外部専門家（アドバイザー）招へい事業	予算額(百万円)	—																												
		区分(新規・継続・変更)	継続																												
根拠法令等	—																														
概 要	市町村が、地域力の創造のために外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。																														
対 象 者	市町村																														
対象事業	<p>外部専門家を年度内にのべ10日以上活用することに要する経費（旅費、謝金（報償費）、先進市町村職員を活用する場合は旅費のみ。）を特別交付税の算定対象とする。</p> <p>1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、当面、連続した任意の3年間（1市町村につき1回に限る。）の財源手当とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">外部専門家活用区分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">財政力指数 全国平均</th> <th colspan="3" style="width: 40%;">上限額 (千円)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">初年度</th> <th style="width: 10%;">第2年度</th> <th style="width: 10%;">第3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">平均以下の市町村</td> <td style="text-align: center;">5,600</td> <td style="text-align: center;">3,500</td> <td style="text-align: center;">2,100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均超の市町村</td> <td style="text-align: center;">2,800</td> <td style="text-align: center;">1,750</td> <td style="text-align: center;">1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">平均以下の市町村</td> <td style="text-align: center;">2,400</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td style="text-align: center;">900</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均超の市町村</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">750</td> <td style="text-align: center;">450</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(財政力指数全国平均:平成21年度(3力年平均値)0.55)</p>					外部専門家活用区分	財政力指数 全国平均	上限額 (千円)			初年度	第2年度	第3年度	1	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050	2	平均以下の市町村	2,400	1,500	900	平均超の市町村	1,200	750	450
外部専門家活用区分	財政力指数 全国平均	上限額 (千円)																													
		初年度	第2年度	第3年度																											
1	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100																											
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050																											
2	平均以下の市町村	2,400	1,500	900																											
	平均超の市町村	1,200	750	450																											
支援内容	市町村が、地域力の創造のために外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。																														
変更のポイント	—																														
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①地方公共団体が、アドバイザー（外部専門家）招へい事業（地方単独事業）を実施。</p> <p>②地方公共団体が、特別交付税措置の対象となる経費について、特別交付税基礎数値として総務省に報告。</p> <p>③総務省が、報告された特別交付税基礎数値をもとに特別交付税措置。</p>																														
備 考	—																														
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	TEL : 03-5253-5392 FAX : 03-5253-5537 URL : <a href="http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html">http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html</a>																													

## 総務省 6

施策名	地域力創造のための起業者定住促進モデル事業	予算額(百万円)	53
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>1. 外部専門家活用事業 市町村に対して、それぞれの課題解決に適した外部専門家を派遣するなどにより、当該市町村のモデル的取組を支援することを通じ、外部専門家を活用するにあたってのノウハウの調査・分析を行い、他市町村への普及を図る。</p> <p>2. 外部専門家紹介事業 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員を紹介し、地域活性化に必要な外部専門家の活用を支援。</p> <p>○地域人材ネットの運営 地域活性化に取り組む民間専門家や先進市町村で活躍している職員等の外部専門家をデータベースに登録し、総務省ホームページに公表する。 (総務省「地域人材ネット」<a href="http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html">http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html</a>)</p> <p>○地域力創造セミナーの開催 「地域人材ネット」登録者が講師となり、活力ある地域づくりや課題解決に取り組む各地方公共団体のノウハウ蓄積、人材育成等を支援するとともに、参加者同士のネットワーク構築の場を提供するために実施。</p>		
対象者	市町村		
対象事業	<p>上記1. については、 外部専門家の活用により地域の活性化に資する事業を対象事業とする。</p> <p>○派遣市町村選定の条件は、以下の3点を満たすもので、他の市町村のモデルとなる取組。</p> <p>①外部専門家の現地指導が10日以上計画されていること ②全庁的に支援・推進できる体制を構築すること ③取組成果発表等の情報共有についての当省からの要請に応ずることができること</p> <p>○優先される取組は、以下のとおり。</p> <p>①地域おこし協力隊員との協働を考慮するもの ②住民・地域団体・行政等幅広い横断的な取組を目標とするもの ③人口の社会増の効果が高いもの</p>		
支援内容	<p>上記1. については、</p> <p>○事業期間は単年度とする。</p> <p>○外部専門家派遣に係る旅費、謝金等のほか資料作成費や会議費など、外部専門家活用に係る経費で適正と認められるものについて、以下の限度額内において支出。</p> <p>・ 財政力指数が全国市町村平均以下の市町村 上限額 各500万円 ・ 財政力指数が全国市町村平均を超える市町村 上限額 各250万円 財政力指数全国市町村平均(平成20～22年度平均) = 0.53</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>上記1. については、</p> <p>① 派遣希望市町村の募集。 ② 総務省による書類選考、応募市町村に対するヒアリングの実施。 ③ 総務省による派遣対象市町村・外部専門家の選考・個別協議。 ④ 派遣対象市町村・外部専門家の決定。 ⑤ 派遣対象市町村と外部専門家の協議による年間事業計画の作成。 ⑥ 市町村における事業の実施。 ⑦ 市町村が、支援対象となる経費の実績額を事務局(請負業者)へ報告。 ⑧ 事務局(請負業者)は、報告された実績額を市町村へ支払う。</p>		
備考	—		
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	TEL : 03-5253-5392 FAX : 03-5253-5537 URL : <a href="http://www.soumu.go.jp/main/sosiki/iichi_gvousei/c-gvousei/modellijigyo.html">http://www.soumu.go.jp/main/sosiki/iichi_gvousei/c-gvousei/modellijigyo.html</a>	



## 総務省 7

施策名	地域おこし協力隊制度		予算額(百万円)	—
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特別交付税に関する省令 第4条第1項第1号表第37号、第5条第3号イの表第30号			
概要	地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献。			
対象者	① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者 ② ①の委嘱にあたり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表 ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下 ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者			
対象事業	地方自治体等が実施・支援するものであって、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとする。 その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとする。 ○農林水産業への従事等 ○環境保全活動 ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等 ○地域おこしの支援 ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等 ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等 ・地場産品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等 ○水源保全・監視活動 ・水源地の整備・清掃活動等 ○住民の生活支援 ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等			
支援内容	概ね次に掲げる経費について、受入れ側地方自治体（都道府県・市町村）が負担した場合、地域おこし協力隊員1人あたり350万円（報償費等については200万円、その他の経費については150万円）（※）を上限として特別交付税措置。 ○地域おこし協力隊員の募集等に要する経費 ・都市部における募集・PR費 ・職員旅費 ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費等 ○地域おこし協力隊員の活動に要する経費 ・報償費等 ・住居、活動用車両の借上費 ・活動旅費等移動に要する経費 ・作業道具・消耗品等に要する経費 ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費 ・隊員の研修受講に要する経費 ・地域住民との交流や地域おこしに資する取り組みに要する経費 ・地域おこし協力隊員の定住・定着に向けての支援に要する経費 (※)平成24年度より、隊員1人あたり400万円（報償費等については200万円、その他の経費については200万円）上限に拡充予定。 また、隊員募集等に要する経費について、既存の隊員募集等に要する経費を含め1団体あたり200万円上限で措置する予定。			
変更のポイント	—			
支援手続スケジュール(予定でも可)	地域おこし協力隊の受入自治体は、その受入状況（受入人数・経費等）を特別交付税算定に係る基礎数値として総務省に報告する。			
備考	—			
連絡先	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室	TEL : 03-5253-5394 FAX : 03-5253-5537 URL :		

## 総務省 8

施策名	過疎地域等自立活性化推進交付金	予算額(百万円)	504
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	予算補助		
概要	過疎地域における喫緊の諸課題に対応するため、過疎地域市町村におけるソフト事業の実施、集落の整備及び遊休施設を活用した施設整備に対する補助を通じ、住民の安全・安心な暮らしの確保を図るとともに、過疎地域の自立・活性化を推進するもの。		
対象者	過疎地域市町村等		
対象事業	<p>1 過疎地域等自立活性化推進事業 先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業振興（スモールビジネス振興）</li> <li>・ 生活の安心・安全確保対策</li> <li>・ 集落の維持・活性化対策</li> <li>・ 移住・交流・若者の定住促進対策</li> <li>・ 地域文化伝承対策</li> <li>・ 環境貢献施策の推進</li> </ul> <p>2 過疎地域集落再編整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定住促進団地整備事業</li> <li>・ 集落等移転事業</li> <li>・ 季節居住団地整備事業</li> <li>・ 定住促進空き家活用事業</li> </ul> <p>3 過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助</p>		
支援内容	<p>交付率等</p> <p>1 過疎地域等自立活性化推進事業：定額 1事業につき1,000万円</p> <p>2 過疎地域集落再編整備事業：交付率 1/2以内</p> <p>3 過疎地域遊休施設再整備事業：交付率 1/3以内</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>スケジュール(予定)</p> <p>1 過疎地域等自立活性化推進事業</p> <p>4月中～下旬 評価委員による評価</p> <p>5月上～中旬 選定・内示</p> <p>6月～ 事業実施</p> <p>～3月 実績報告</p> <p>2 過疎地域集落再編整備事業 及び 3 過疎地域遊休施設再整備事業</p> <p>4月中旬 補助内示</p> <p>6月～ 事業実施</p> <p>～3月 実績報告</p>		
備考	—		
連絡先	総務省 自治行政局過疎対策室	TEL：03-5253-5536 FAX：03-5253-5537 URL： <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gvousei/c-gvousei/2001/kaso/kasomain0.htm">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gvousei/c-gvousei/2001/kaso/kasomain0.htm</a>	

## 総務省 9

施策名	「域学連携」地域づくり実証研究事業	予算額(百万円)	15
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	地域と大学が連携した地域の課題解決や地域おこし活動について、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域の活性化及び地域の人材育成を推進する。		
対象者	地方公共団体、大学、地域団体、NPO等を構成員とする「実行委員会」組織		
対象事業	地域と大学が連携した地域の課題解決や地域おこし活動について、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域実践活動に取り組む実証研究を実施し、カリキュラムの構築、過程の記録、実施する中で把握された課題、実証研究の成果等を報告書にまとめる。		
支援内容	実証研究に要する経費（個々の教員・学生が負担する経費、飲食費、収益事業の原材料費、施設の整備費及び備品の購入費を除く。なお、教員・学生等の移動のためのバスの運行に要する経費、宿泊のために会館等を活用するための経費等、受託者が実証研究の実施にあたり教員・学生に便宜を図るために負担する経費については対象経費に含む。）及び報告書作成に要する経費について支援する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	23年5月10日 提案募集締切 5月中 外部委員による審査 6月 審査会開催、受託先決定、事業開始 24年3月 報告書作成、提出		
備考	—		
連絡先	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室	TEL : 03-5253-5394 FAX : 03-5253-5537 URL :	

## 総務省 10

施策名	情報通信利用環境整備推進交付金	予算額(百万円)	1,900
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、医療・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する。		
対象者	交付先：市町村等		
対象事業	公共分野における利活用に資する超高速ブロードバンドサービスを提供するための施設及び設備を設置する事業（条件不利地域を含む地域において事業を行うものに限る。）が対象。		
支援内容	交付対象経費の3分の1に相当する額の交付金を予算の範囲内において対象となる市町村に交付する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①地方公共団体が電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）に基づく実施計画を作成。</p> <p>②地方公共団体が実施計画の認定申請をし、総務大臣が計画を認定。</p> <p>③地方公共団体が認定を受けた実施計画に基づく超高速ブロードバンド整備についての補助金交付申請を総務大臣に行い、審査を経て総務大臣が交付決定を行う。</p>		
備考	—		
連絡先	総務省 総合通信基盤局電気通信事業部 事業政策課 高度通信網振興課	TEL：03-5253-5867 FAX：03-5253-5868 URL：	

# 総務省 1 1

施策名	携帯電話等エリア整備事業	予算額(百万円)	4,714
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	電波法第103条の2第4項第8号		
概要	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県(実施主体は過疎地等条件不利地域である市町村)</li> <li>・ 無線通信事業者</li> </ul>		
対象事業	<p>携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、市町村又は無線通信を行う電気通信事業者若しくは一般社団法人等(以下「無線通信事業者等」という。)が行うもの</p>		
支援内容	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、3分の2に相当する額</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象者が各総合通信局等に連絡し、関係団体と調整の上、要望を行う。</li> <li>② 各総合通信局等から補助対象となる旨を内示。</li> <li>③ 対象者が各地方総合通信局等へ申請書を提出。通知を受け、工事等を開始。</li> <li>④ 事業終了後、実績報告を各総合通信局へ提出し、額の確定を受け、補助金が精算払いされる。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	総務省総合通信基盤局電波部 移動通信課	TEL : 03-5253-5894 FAX : 03-5253-5946 URL : <a href="http://www.tele.soumu.go.jp/j/svs/fees/purpose/keitai/index.htm">http://www.tele.soumu.go.jp/j/svs/fees/purpose/keitai/index.htm</a>	

総務省 12

施 策 名	新世代通信網テストベッド(JGN-X)構築事業	予算額(百万円)	NICT運営費交付金 29,666の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概 要	<p>新世代ネットワークの実現に不可欠な要素技術の研究成果を統合し大規模な試験ネットワークとして構築することにより、新世代ネットワークの実証・評価を実施し、新世代ネットワークのシステム基盤技術を確立する。また、試験ネットワークを技術評価環境（テストベッド）として広く産学官に開放し、新しいアプリケーションのタイムリーな開発を促進する。さらに、海外の研究機関（米国、欧州等）との接続により、戦略的な国際共同研究・連携を推進し、国際競争力の強化を図りつつ、更なる経済成長を実現する。これらテストベッドを提供し、新たなネットワークサービスとともに利用いただくことで、新たなアプリケーション、新たな市場を創造する。</p>		
対 象 者	大学、事業者等		
対象事業	新世代ネットワーク技術及びその利活用技術に関する研究開発を行う事業を対象にテストベッドを開放する。		
支援内容	北海道から沖縄にいたる広域なテストベッドを享受できる環境を提供し、新世代ネットワーク技術及びその利活用技術に関する研究開発を支援する。		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本テストベッドは、新世代ネットワーク技術及びその利活用技術の研究開発目的の利用に対して無償で提供するもの。</li> <li>・詳細な利用の手続きについては、「<a href="http://www.jgn.nict.go.jp/">http://www.jgn.nict.go.jp/</a>」参照。</li> </ul>		
備 考	—		
連絡先	<p>総務省 TEL : 03-5253-5727          情報通信国際戦略局技術政策課 FAX : 03-5253-5732          URL :</p>		

## 総務省 1 3

施策名	テレワーク全国展開プロジェクト	予算額(百万円)	70
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	総務省設置法第4条第76号		
概要	ICTにより、災害時の業務継続や柔軟な働き方を実現するテレワークの本格的普及を図るため、全国の民間企業に対して、テレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立し、その普及を図る。		
対象者	モデルの対象は、中小規模の企業		
対象事業	原則的には、公募を行い選定する。		
支援内容	テレワークシステム導入等に係るノウハウを有する専門家派遣を通じて、テレワーク導入を支援する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業を業種や規模により類型化し、タイプごとに企業を数社ずつ集める。</li> <li>② 企業のタイプに適した専門家を派遣し、テレワーク導入を支援する。</li> <li>③ テレワーク導入優良モデルを目指す。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通高度化推進室	TEL : 03-5253-5751 FAX : 03-5253-5752 URL : <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ijoho_tsusin/telework/index.htm">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ijoho_tsusin/telework/index.htm</a>	

## 総務省 1 4

施策名	ICT地域マネージャー派遣事業	予算額(百万円)	60
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	総務省設置法第4条第65号		
概要	ICT基盤・システムを利活用して効率的・効果的な事業の運営を検討する地域に対し、具体的・技術的なノウハウ等を有するICT人材を一定期間にわたり総務省が派遣する。		
対象者(予定)	地方公共団体等		
対象事業(予定)	<p>ICT地域マネージャーの派遣を受けられる事業は、地方公共団体等がICT基盤・システムを利活用して実施する事業。なお、派遣の内容は概ね次の2通り。</p> <p>①スタートアップ派遣 地域におけるICT利活用を新たに検討する地方公共団体等に対し、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等を行う専門家を派遣するもの。</p> <p>②フォローアップ派遣 地域におけるICT利活用に既に取り組んでいる地方公共団体等に対し、個別課題に関するフォローアップ、具体的なアドバイスの実施、情報提供などを行う専門家を派遣するもの。</p>		
支援内容	派遣に係る旅費・謝金を総務省が支出		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>派遣を受ける手順は概ね以下のとおり(予定)</p> <p>①総務省が派遣先の地方公共団体等を公募。 ②派遣を希望する地方公共団体等は、公募期限までに派遣申請書を総務省へ提出。 ③総務省は受け付けた申請書を審査し、派遣先地方公共団体等を決定。 ④総務省は派遣先地方公共団体等と調整し、派遣する人材を決定。 ⑤総務省は決定した派遣する人材をICT地域マネージャーに委嘱し、派遣を開始。 ⑥派遣先地方公共団体等は、派遣事業の遂行状況について実施状況報告書を総務省へ提出。また、派遣されたICT地域マネージャーは活動状況報告書を総務省へ提出。 ⑦総務省は提出のあった実施状況報告及び活動状況報告に基づき、派遣に係る旅費・謝金を派遣したICT地域マネージャーへ支給。</p>		
備考	※本事業は現在、制度設計中であり、制度設計後、夏頃に公募を実施する予定。		
連絡先	総務省 情報流通行政局地域通信振興課	TEL : 03-5253-5756 FAX : 03-5253-5759 URL : <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/index.html</a>	



## 総務省 15

施策名	地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	予算額(百万円)	30,528
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	電波法第103条の2第4項		
概要	平成24年度以降も、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、地上デジタル放送の受信相談・調査・支援体制の継続、新たな難視地区等における恒久対策の実施、アナログ停波後のチャンネル周波数変更等の継続等、必要な環境整備・支援策を引き続き実施。		
対象者	都道府県、市町村、放送事業者、共聴施設の管理者 等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル中継局の整備に対する支援</li> <li>・ 辺地共聴施設のデジタル化の支援</li> <li>・ 地デジコールセンターの運営</li> <li>・ デジサポによる受信相談・現地調査等</li> <li>・ 低所得世帯への地デジチューナー等の支援</li> <li>・ 新たな難視対策等</li> <li>・ 暫定的な衛星利用による難視聴対策 等</li> </ul>		
支援内容	<p>①デジタル中継局を整備する者（都道府県、市町村、放送事業者等）に対し、その費用の一部を補助（補助率：1/2、2/3）。</p> <p>②辺地共聴施設の改修・新設等を実施する者（市町村又は施設の設置者）に対し、その費用の一部を補助（補助率：1/2、2/3、定額）。</p> <p>③以下の事業の実施主体（各民間法人）に対し、当該事業に必要な経費を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地デジコールセンターを運営。</li> <li>・ 受信相談・現地調査等、高性能等アンテナ対策等を実施。</li> <li>・ 暫定衛星対策を実施。</li> <li>・ 暫定衛星対策実施世帯のうちNHK受信料全額免除世帯に対する簡易チューナーの無償給付等を実施。</li> </ul>		
変更のポイント	辺地共聴施設の整備において、伝送路整備部分への支援を拡充。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①・②について</p> <p>1月 総務省が支援の第1次要望調査を実施。</p> <p>4月 総務大臣が補助金の交付を決定し、工事業者等が工事を開始（予定）。</p> <p>以降、総務省が計画的に要望調査等を実施（予定）。</p> <p>③について</p> <p>4月6日 総務大臣が補助金の交付を決定。</p> <p>以降、各事業の実施主体（各民間法人）が当該事業を開始。</p>		
備考	—		
連絡先	総務省 情報流通行政局地上放送課	TEL : 03-5253-5791 FAX : 03-5253-5794 URL :	

## 総務省 16

施策名	消防防災施設整備費補助金	予算額(百万円)	722
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等における耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助する。		
対象者	指定都市を除く市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象施設</li> <li>①耐震性貯水槽</li> <li>②備蓄倉庫</li> <li>③防火水槽(林野分)</li> <li>④林野火災用活動拠点広場</li> <li>⑤活動火山対策避難施設</li> <li>⑥画像伝送システム(施設分)</li> <li>⑦広域訓練拠点施設</li> <li>⑧高機能消防指令センター総合整備事業</li> <li>⑨救急安心センター等整備事業</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率</li> <li>総務大臣が定める基準額の1/3、1/2</li> <li>(一部過疎地域や離島地域等の嵩上げ(5.5/10))</li> </ul>		
変更のポイント	都道府県(沖縄県を除く)及び指定都市は地域自主戦略交付金の対象 沖縄県は沖縄振興公共投資交付金の対象		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表を作成し、総務省に提出。</li> <li>② 総務省と都道府県において補助金の充当を協議。</li> <li>③ 総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに補助金の配分を連絡。 都道府県は市町村に配分を連絡。</li> <li>④ 市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付申請書を提出。</li> <li>⑤ 総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適切と認められた場合に交付決定を行う。</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	消防庁 消防・救急課	TEL : 03-5253-7522 FAX : 03-5253-7532 URL : <a href="http://www.fdma.go.jp/">http://www.fdma.go.jp/</a>	

## 総務省 17

施策名	緊急消防援助隊の充実強化	予算額(百万円)	4,897
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	消防組織法第45条 消防組織法第49条第2項、緊急消防援助隊に関する政令第6条		
概要	地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、出動する緊急消防援助隊の活動体制を確保するために、必要な地方公共団体の設備の整備を促進する。		
対象者	緊急消防援助隊を構成する部隊を設置する市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）及び救助消防ヘリコプター等については地方公共団体		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助対象設備</li> <li>・ 緊急消防援助隊に係る資機材及び車両等</li> <li>・ 緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助率</li> <li>・ 総務大臣が定める基準額の1/2</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表を作成し、総務省に提出。</li> <li>② 総務省と都道府県において補助金の充当を協議。</li> <li>③ 総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに補助金の配分を連絡。 都道府県は市町村に配分を連絡。</li> <li>④ 市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付申請書を提出。</li> <li>⑤ 総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適切と認められた場合に交付決定を行う。</li> <li>⑥ 市町村は補助金の交付を受けて整備した設備について、緊急消防援助隊に登録。</li> </ol>		
備考	大規模地震等に対応するため平成15年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法制化され、緊急消防援助隊に係る基本計画に基づいて整備される車両等については国が補助するものとされた。(消防組織法第49条)		
連絡先	総務省消防庁 消防・救急課財政係 広域応援室広域応援施設	TEL : 03-5253-7522、7527 FAX : 03-5253-7532、7537 URL : <a href="http://www.fdma.go.jp/">http://www.fdma.go.jp/</a>	